

2－2 地域概況調査

地域概況調査は、騒音に係る地域の概況（主要な発生源の分布、騒音の影響を受ける施設等の分布、騒音に係る法規制状況及び、現況騒音曝露状況等）を把握し、対象事業の種類、規模と併せて勘案した上で、対象事業の実施により発生する騒音が対象地域の環境に影響を及ぼす範囲、予測評価の必要な地区、評価方法（保全目標）等、予測・評価を行う上で必要な情報を把握するために行う。

調査は原則として既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地踏査等で補うこととする。また、調査結果は、図表及び地形図(縮尺1/25,000～1/50,000)に取りまとめる。

1 主要発生源の分布状況

対象地域に存在する主要な騒音発生源（道路、鉄道、飛行場、工場・事業場等）の分布状況及び発生強度に係る項目（交通量、運行回数等）を把握する。

2 被影響施設等の分布状況

騒音影響を受ける住宅（夜間人口及び構造・階数等）、静謐を必要とする施設（教育施設、療養施設等）等の分布状況を把握する。また、現況土地利用状況及び将来の土地利用計画も把握する。

3 地域特性の把握

対象地区の人口分布、施設分布、土地利用状況から見て、特に静謐を要する地区か否か、また、中高層住宅が立地している場合は高さ別予測の必要性の有無を判断する。

一般環境騒音調査結果と環境基準の比較による現況曝露状況についても把握する。

道路の場合の沿道利用実態、非住居化の程度等(対策の実現性を規定)についても現状を把握する。

4 地域地区指定及び関連する法規制等の状況

環境基準類型指定、騒音規制法の地区指定状況及び都市計画用途地域等の指定状況及びこれらと関連した関係法令の基準等を把握する。また、関連市町村における、環境基本計画、環境管理計画のうち、騒音に関わる内容を把握する。

5 苦情・陳情等の発生状況

関係市町村における、発生源別苦情・陳情等の発生状況及び経年変化を把握し、6と合わせ関係地域の騒音曝露状況を把握する。

6 既往の測定結果等

対象地域内で、県や関係市町村により行われた最新の騒音測定結果等について、環境所管課から取り寄せる。取りまとめに当たっては、測定方法（調査時間帯、回数、測定位置等）を明記し、特異的な測定結果等を含まないよう注意する必要がある。

また、適切な既往測定結果が無い、あるいは古く、騒音状況を把握するためには既往測定結果が不足している場合は、現地調査により把握する。

2-3 項目及び手法の選定の考え方

環境影響評価の対象とする項目は、地域概況調査の結果を踏まえ、対象事業ごとに技術指針で定められた標準項目に、事業特性及び地域特性により項目の追加及び削除を行うことによって選定する。

また、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、地域概況調査の結果を踏まえ、事業特性及び地域特性により対象事業ごとに技術指針で定められた標準手法や、これを簡略化し又は重点化した手法を選定する。

表2-11に環境影響評価の対象とする項目の選定及び手法の重点化・簡略化の考え方を示す。

表2-11 環境影響評価の項目の選定及び手法の重点化・簡略化の考え方

環境要素	選定に際しての考え方	手法の重点化・簡略化
環境騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中は、一般的には機械等の運搬、工事機械の稼働について選定 ・供用時は、列車や航空機の運行、道路事業における自動車の走行は選定。工場等の施設の稼働、自動車交通の発生、スピーカー騒音や人が集まることによる騒音等は、その程度に応じ選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車交通の量、稼働する施設の内容や数量、人の活動の内容や程度に応じ重点化、簡略化 ・道路のインターチェンジ、トンネル坑口、掘り割り部等は重点化 ・住宅地内や保全対象の近傍で実施する事業は重点化 ・現況騒音レベルが非常に低いと想定される場合は調査を簡略化
特定騒音 ・自動車交通騒音 ・鉄道騒音 ・航空機騒音 ・工場・事業場騒音 ・建設作業騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車交通・鉄道・航空機騒音においては環境基準等との整合を検討するために、工場・事業場・建設工事騒音においては規制基準等との整合を検討するために選定 ・また、間欠騒音、衝撃騒音について選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定騒音としての現況騒音レベルの測定は不要（ただし、通常は、環境騒音を基本とするため、等価騒音レベルの測定は行う。） ・影響要因が一般的な事業に比べて小さい場合、類似事例から見て影響は小さいと想定される場合は、簡略化